

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 5 年 度 第 6 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和5年10月20日（金曜日） 午後1時30分から午後4時15分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

3 出席者

【委員】

高田光雄会長、湯川二朗会長代理、奥美里委員、新関三希代委員、志澤美保委員、牧紀男委員

【事務局】

文山達昭建築指導部長、岡田圭司建築指導課長、浅田毅建築相談・道路担当課長、藤村知則建築審査課長、中島吾郎建築安全推進課長、曾我知也調査係長、石村直美建築相談第二係長、能谷友章確認指導係長、藤原真実係員、長岡誠司係員、森下晶太係員

【処分庁】

奥山陽二企画基準係長、中川貴夫歴史的建築物係長、小西拓朗道路第一係長、大河内英二道路第二係長、福田浩士係員、田中景子係員、藤野菜々係員

【参考人】

なし

【傍聴人】

1名

4 議事事項

(1) 議事録の承認等について

ア 令和5年度第5回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件、農業用倉庫：左京区1件、便所：左京区1件）

(3) 同意案件に関する審議

旧小川家住宅に係る建築基準法適用除外の指定について

(4) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：中京区1件、伏見区1件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、伏見区1

件)

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停留所の上家：中京区1件、下京区2件）

(6) 包括同意基準の改正に関する審議

「建築基準法第56条の2第1項（日影規制）ただし書の規定に基づく許可に係る包括同意基準」の改正について

(7) 令和5年度第1号及び第2号審査請求事件について

ア 第1号事件

イ 第2号事件

5 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(5)を公開、(6)及び(7)を非公開

6 審議結果

(1) 議事録の承認等について

ア 令和5年度第5回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 同意案件に関する報告

(ア) 報告の概要

事務局から、令和5年9月の審査会で同意した接道許可（議案番号9006及び9007）について、処分庁が許可を行った旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

ウ 次回会議日程について

次回の会議は令和5年11月17日（金）午後1時30分から「ひと・まち交流館京都」で開催することとなった。

(2) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件、農業用倉庫：左京区1件、便所：左京区1件）

ア 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件、農業用倉庫：左京区1件、便所：左京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

（右京区 議案第9008号）

委員：4m以上の通路が担保されているため、許可については問題ないと考えている。

東立面図を見ると、3階の屋根勾配が10分の3.5となっており、3階部分が2階部分に比べてセットバックされているが、これは北側斜線によるものか。

会 長：採光を確保するためにセットバックしているのではないかと。

委 員：斜線の影響によるものではないということかと。

処分庁：そうである。

委 員：前面通路について、これは河川の管理用通路になるのか。

処分庁：そうである。昭和25年当時はなかったが、有栖川の改修の際に今の形状となったようである。

(左京区 議案第9009号)

委 員：日本瓦葺きとなっているが、景観の規制かと。

処分庁：風致地区の規制によるものである。風致保全課及び市街化調整区域に係る開発指導課との協議は済んでおり、双方ともすでに許可がされていることは確認している。

委 員：空地等周辺状況図にて、里道にそれぞれ番号が振ってあるが、これは何か。

処分庁：里道の番号であり、認定道路に番号が付けられているのと同じ様に、里道にも京都市の何号という番号が付けられている。

(左京区 議案第9010号)

委 員：市街化調整区域となっているが、開発の許可はされているか。

処分庁：都市計画法第43条の許可が、10月10日付で行われている。

委 員：通路の東側に面して、専用住宅が2軒と寺院が建っているが、この通路に対して接道しているものか。

処分庁：3軒とも、この行き止まり通路に面して建っているものである。

委 員：今回については、この通路が許可基準に適合するかどうかではなく、公益上必要なものであり、なおかつ、避難ができるなど全体的な観点から見て支障がないため許可をするということか。

処分庁：そうである。申請地が広い山間地に位置している状況で、東側が幅員4m以上の行き止まり通路に面しており、この通路を通過して建築基準法上の道路に通り抜けることができる。また、申請地の南側から有効幅1.2mの階段を通過して建築基準法上の道路に通り抜けることもでき、この階段部分は京都市の認定路線区域に含まれている状況である。以上から、交通上、安全上、防火上及び衛生上においても支障がないと考えている。

(3) 同意案件に関する審議

旧小川家住宅に係る建築基準法適用除外の指定について

ア 審議の概要

旧小川家住宅に係る建築基準法適用除外の指定について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等：なし

(4) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：中京区1件、伏見区1件）

(ア) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：中京区1件、伏見区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 報告の結果：了承

(ウ) 質疑等

（伏見区 報告第1013号）

委員：前面通路について、写真を見ると東側からは車が入れそうだが、西側への車の通り抜けはできないのか。

処分庁：通り抜けはできない。また、通路西端から北に延びている橋については、人道橋となっている。計画敷地より西へは、バリカーが設置されているため行けない。車が通れるのは、申請敷地前面にある東西間の通路部分のみである。

委員：通路西端から南へも通り抜けできないのか。

処分庁：大受市営住宅の敷地内通路となっており、ここから通り抜けることができる。

委員：車も通れるのか。

処分庁：車は通れないが、人は通ることができる。大受市営住宅の敷地内の通行は可能となっている。

（中京区 報告第1015号）

質疑なし

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、伏見区1件）

(ア) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、伏見区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 報告の結果：了承

(ウ) 質疑等：なし

(5) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停留所の上家：中京区1件、下京区2件）

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可（バス停留所の上家：中京区1件、下京区2件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：他2件と比べると、四条大宮北行北詰南のバス停の面積が、ずいぶん大きいのはなぜか。

処分庁：上家が長いからである。

委員：ちょうど四条大宮の王将の南側回りかと思うが、上家が長いことによる通行上の支障はないのか。

処分庁：歩道が広がった空間があり、そこに設けることとしている。

会 長：長さが10m以下ということで基準にも適合している。

(6) 包括同意基準の改正に関する審議

「建築基準法第56条の2第1項（日影規制）ただし書の規定に基づく許可に係る包括同意基準」の一部を改正することとした。

(7) 令和5年度第1号及び第2号審査請求事件について

令和5年度第1号及び第2号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書や反論書等並びに処分庁から提出された弁明書及び弁明書(2)の内容について審議を行った。また、本件における今後の進め方について審議を行った。

※ 本件の議事については、処分庁（建築指導部長及び建築指導課長を含む。）が退席した後に実施した。

京 都 市 建 築 審 査 会
会 長 高 田 光 雄